

2月8日(日)は 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

問 市選挙管理委員会 (総務課内) ☎内線 1121

衆議院議員総選挙は、1月27日(火)に公示され、2月8日(日)に投票が行われます。この選挙は、立候補者個人に投票する「小選挙区選挙」と、政党等に投票する「比例代表選挙」の2種類があります。同時に、既に任命されている裁判官がその職責にふさわしいものかどうかを国民が審査する、最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

投票は7時から18時まで、市内54カ所の投票所で行います。

私たち国民の意見を国政に反映させる大切な選挙です。棄権せず、必ず投票しましょう。



衆議院議員総選挙 市特集ページ

当日の案内など、詳細は市の特集ページも併せてご覧ください。



投票できる方

国籍	日本国民である方
年齢	平成20年2月9日までに生まれた方 (投票日時点で満18歳以上)
住所	令和7年10月26日までに取手市に転入の届出をした方で、令和8年1月26日現在引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方
その他	令和8年2月8日時点で、公職選挙法の規定による選挙権の停止を受けていない方

住所を変更した方は

①市内で住所を変更

令和8年1月17日以降に転居の届出をした方は、前の住所地の投票所で投票してください。

②他市区町村から取手市へ

令和7年10月27日以降に他市区町村から転入した方で、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、転入前の市区町村で投票することができます。事前に転入前の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

③取手市から他市区町村へ

令和7年9月26日以降に取手市から他市区町村に転出した方で、取手市の選挙人名簿に登録されている方は、取手市で投票することができます。

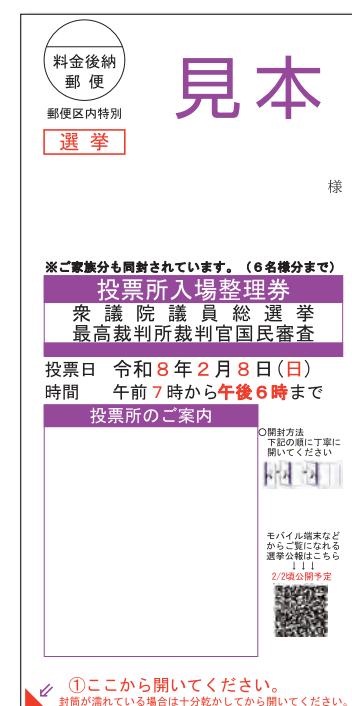
入場整理券を郵送 未達でも投票可能

投票所入場整理券は、1月30日(金)以降に皆さんの住所地へ順次郵送しています。衆議院議員総選挙の期日前投票は1月28日(水)から始まっていますが、入場整理券が届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所受付で申し出てください。

入場整理券には、1通に同一世帯6人まで記載され、宛先には世帯主の氏名が表示されています。投票の際は各自切り離してお持ちください。

①入場整理券の再発行はしません

入場整理券が届かない、紛失したなどの理由で投票所が分からぬ場合は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。



3回はがします
濡れている場合は、
十分に乾かしてから
開いてください



期日前投票の積極的な利用を (衆議院 1/28 ~、国審 2/1 ~。詳細は 4 ページ参照)